

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (JIS C 8462-1 (以下、第1部) の規定による。) ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12 12.2.1 12.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条12 構造 12.2.1 カバー又はカバープレートの取付手段が接続装置の取付けにも用いられている接続ボックスは、カバー又はカバープレートを取り除いた後でも、接続装置を正しい位置に維持しなければならない。 12.101 接続ボックスは、導体の数又は断面積に関し、関係する規格群に規定されている該当する接続方法を可能にする十分なスペースをもたなければならぬ。	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (第1部の規定による。) ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				製造しなければならない。		
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示 8.1 次の表示を追加しなければならない。 k) 一体形締結装置、又は組込形端子若しくは接続装置をもつ接続ボックスの定格絶縁電圧 l) 定格接続容量又は定格電流 等	
第四条	供用期間中ににおける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12 12.102	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条12 構造 12.102 端子又は接続装置の保持手段は、設置中及び通常の使用中に生じる機械的ストレスに耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.3 13.3.1	箇条13 耐劣化性並びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護 13.3 水の有害な浸入に対する保護 13.3.1 IPX0よりも高い保護等級をもつエンクロージャは、公表するIPコードの保護等級に従った水の有害な浸入に対する保護を備えなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条16 16.101	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条16 耐熱性 16.101 絶縁材の部分をもつ接続装置は、十分な耐熱性がなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条16 16.101.1	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条16 耐熱性 16.101.1 耐熱試験後、規定の検査プローブを規定の力で当てた場合でも、通常接触できない充電部分への接触があつてはならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1 11.2	箇条11 接地の準備 11.1 露出導電性部分をもつボックス及びエンクロージャ 露出導電部をもつボックス及びエンクロージャは、低抵抗の接地手段又は接 地手段のための附属品を準備しなければならない。（第1部の規定による。） 11.2 7.2.2及び7.2.3によって分類する絶縁材でできているボックス及びエンクロージャ 7.2.2及び7.2.3によって分類する絶縁材でできているボックス及びエンクロージャは、規定の接続性能をもつ接地目的のためのねじ止め端子及び接地用當て金をもた	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。（第1部の規定による。）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条17	第1部の第八に該当する規定によるほか、次による。 箇条17 沿面距離、空間距離及びシーリング材を通した距 離 沿面距離、空間距離及びシーリング材を通した距離は、規 定する値以上でなければならない。	
第九条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を 及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないよう、発火する温度に達しない構造 の採用、難燃性の部品及び材料の使用その 他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条18	箇条18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電気的熱ストレスにさらされるおそれがある絶縁材の部 分及びその劣化が安全性を損なうおそれがある絶縁材の 部分は、異常な熱及び火災によって過度の影響を受けて はならない。（第1部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人 体に危害を及ぼすおそれがある温度となら ないこと、発熱部が容易に露出しないこと 等の火傷を防止するための設計その他の措 置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、電 線及び充電部を 保護する製品 で、製品に電気 を流さないこと から、温度上昇 がなく、火傷の おそれがないた め、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十一條 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12 12.1	箇条12 構造 12.1 一般 ボックス及びエンクロージャには、シャープエッジがあってはならない。製品を使用するときに通線する部分又は部品接続する部分に、過度な障害又はシャープエッジがないように、内面のモールドラインからばりを除去しなければならない。（第1部の規定による。）	
第十一條 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12 12.102	第1部の第十一條第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条12 構造 12.102 端子又は接続装置の保持手段は、設置中及び通常の使用中に生じる機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二條	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条16 16.101.1	第1部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条16 耐熱性 16.101.1 耐熱試験中に、シーリング材が使われている場合は、充電部分が露出するほどシーリング材が流れ出でなければならない。	
第十三条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	当該製品は、一

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	発せられる電磁波による危害の防止	ある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■非該当			一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						考る。
第十五条 第二項	始動、再始動 及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第三項	始動、再始動 及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び	電気用品は、当該電気用品を接続する配電	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	当該製品は、電

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	組合せ	系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■非該当			気を流さないため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、一般的に電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることはないと想定され、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、一般的に放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生しないと想定される。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						するおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条16 16.101.1	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条16 耐熱性 16.101.1 耐熱試験後、表示は読みなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条 第 2 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。